

随意契約及び比較見積を徵取しない理由書

工事名：津波・高潮ステーション 音響設備整備工事（R 4）

本工事は、津波・高潮ステーションにおける、津波災害体感シアター（ダイナキューブ）ならびにガイダンスシアターの音響設備が老朽化により不具合が発生しており、音響設備の整備工事を行うものである。

「津波災害体感シアター（ダイナキューブ）」は、紀伊半島沖で地震が発生したことによる津波が大阪のまちを飲み込むと想定される最悪のケースを再現しており、前面、左右侧面、および床面の4面が一体となった迫力のある映像と音響演出で、津波によって引き起こされる災害を体感し、津波の恐ろしさを伝える映像シアターとなっている。また、「ガイダンスシアター」は、津波・高潮ステーションの見学の始めに、津波・高潮に関するガイダンス映像を上映して、来館者の理解を深めていただくもので、津波・高潮ステーションを見学するうえで非常に重要な施設である。

「津波災害体感シアター（ダイナキューブ）」および「ガイダンスシアター」の音響設備は平成21年の開館以来15年近く経過し、老朽化が進行しており、本施設の保守点検において、スピーカーから発する音響の音割れなどの不具合が確認されており、今後更なる老朽化により、当館の運営に支障をきたすおそれがあることから、早急に音響設備の整備を実施する必要性が生じている。

今回、音響設備の整備を行うにあたっては、立体式4面マルチ映像システム並びに音響体感上映システム他、高度に構築された設備の更新を行うものであり、既存設備の詳細にかかる専門知識を含む設備全体の構造・設計等についても十分に熟知していることが求められており、平成19年度「一級河川木津川 津波高潮防災啓発展示物制作設置業務委託」により、展示物制作設置業務を実施し、現在、施設保守点検を実施している（株）乃村工藝社以外にその能力を有する者がいない。また株式会社乃村工藝社は、その専門的・技術的に高度な対応を必要とする映像システムやメカニカル展示演出装置の設計製作および保守点検業務について専門的に取り扱うために、平成7年に100%出資子会社としてノムラテクノ株式会社を設立した。さらに令和4年3月にはノムラテクノ株式会社が他2社と合併し、株式会社ノムラメディアス大阪事業所が同業務を引き継いでいる。

したがって、本工事を履行できるのは展示物制作設置業務を現在引き継いでいる株式会社ノムラメディアス大阪事業所以外にその能力を有するものがいないため、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号に基づき比較見積書を省略し、同社のみより見積りを徵取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結したい。